

1994.12.23 全国都道府県代表者会議

被爆50周年に向けての 全国キャラバン（行脚）（改定案）

核兵器ゼロ・国家補償の援護法実現をめざして（略称 被爆50周年全国行脚）

日本原水爆被害者団体協議会

【目的】

制定された原爆被爆者援護法を、「ふたたび被爆者をつくらぬ証」として、「国家補償」にもとづく援護法についていくための「援護法改正運動」を呼びかけ、広げていく。

同時に、被爆50周年に核兵器廃絶国際協定の締結への展望を切り開くため、核兵器ゼロをめざす世論の盛り上げと結集をはかる。

【運動の前提条件について】

日本被団協がこれまですすめてきた4項目の要求（国家補償、弔慰金、被爆者年金、医療費の全額国負担）は、いずれも実現されていないところから、この4項目の要求を支持してなされた請願署名、自治体決議、国会議員の賛同署名は、いずれも、援護法制定後も有効であり継続していることを確認する。

したがって、まだ決議していない自治体、署名していない国会議員への働きかけは継続して行なうことになる。

国会請願署名は、「請願の趣旨」は新しくつくりかえる、「請願項目」の基本はかわらない。

【時期】

94年10月からつづいている県内キャラバン（行脚）を95年3月まで継続する。
95年4月から6月までに予定していた全国東京集中キャラバン（行脚）については、年明けの代表理事会で協議し、方針化する。

【方法】

I 県内キャラバン（行脚）

県内キャラバン（行脚）では、次の行動を企画する。

1) 自治体・議会への請願、陳情

- イ) 援護法制定促進決議を未採択の自治体には、「国家補償の原爆被爆者援護法」を制定してほしい旨の請願、陳情を出して採択を求める。
 - ロ) 「法改正」についての首長、議長の賛同署名をとる。
形式は、奉加帳方式にするか個別方式かは、地域の状況によってきめる。
 - ハ) 核兵器廃絶国際協定の締結を政府に要求する決議・意見書を求める。
- 二) 「核兵器の使用は国際法違反」とする決議・意見書の採択を求める請願・陳情の提出。

2) 被爆の実相普及についての自治体の協力、共同の要請

- イ) 被爆50周年にふさわしい企画と行事を要請する。
例えば、自治体の施設での原爆写真展などの開催
被爆体験を聞く会などの開催
『「あの日」の証言』などの図書館への購入
- ロ) 広島、長崎への墓参団の派遣要請
- ハ) 出版、慰霊祭への助成など、被爆50周年祈念事業の予算計上

3) 地元選出国会議員への要請

- イ) 未賛同議員への賛同署名の要請
- ロ) 賛同議員への「法改正」署名の要請

3) 世論の結集

- イ) 新しい国会請願署名の収集
- ロ) 「書き書き・語り残し」運動への参加の要請
- ハ) 国民運動への募金の訴え

4) 被爆者の結集と決起

- イ) 原爆被爆者援護法についての学習
- ロ) 被爆者の実状と要求の調査
- ニ) 被爆者全員が「語り残し」を行なうようにする
- ホ) 被爆者相談活動の強化

5) 集会・街頭宣伝の計画

- イ) 原爆被爆者援護法の欠陥を明らかにして改正を呼びかける宣伝・集会
- ロ) 「原爆犯罪を裁く県民法廷」の開催

II 全国キャラバン（行脚）

次回の代表理事会で協議、決定する。